

令和 2 年 5 月 1 9 日（火曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

---

令和2年5月19日(火曜日)

---

出席委員(6名)

委員長 村松秀雄君  
副委員長 平吹俊雄君  
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君  
福田淑子君 千葉一男君

---

欠席委員(なし)

---

委員外議員 我妻 薫君  
議長 大橋 昭太郎君

---

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 佐々木 義則君  
企画財政課長 佐野 仁君

---

議会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 俊幸君  
事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂君

---

令和2年5月19日(火曜日) 午後1時30分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会5月第2回会議について

- 1) 議案等について

議案 12 件（条例 8 件、補正予算 4 件）

2）会議の期間及び議事日程について

期間 5 月 21 日（木）1 日間

4 その他

5 閉 会

午後 1 時 27 分 開会

委員長（村松秀雄君） ただいまから議会運営委員会を開会します。

当委員会、全員出席ですので、委員会は成立をしております。

また、委員会規則第27条の規定より、委員外議員として副議長の出席を求めています。

今日は説明員として、執行部から総務課長と企画財政課長に御出席をいただいております。

それでは早速、議長からの諮問、3でございます。美里町議会5月第2会議についてということで、1) 議案等についての執行部からの説明をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

総務課長（佐々木義則君） それでは、御苦労さまでございます。

本議会につきましても御指導よろしくお願い申し上げます。

今回の5月第2回会議につきましては、議案12件、そのうち条例改正が8件、補正予算が4件でございます。順次説明をしてみたいと思いますので、よろしく願いたいします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、まず初めに議案第2号美里町税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書につきましては1ページ、資料編につきましても1ページからとなります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により影響を受ける納税者等に対して、町民税、固定資産税、軽自動車税に係る特例措置を行うため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日税務課長より説明を申し上げます。どうぞよろしく願いたいします。

委員長（村松秀雄君） これについては、新型コロナウイルス感染症のために、緩和措置ということで、町民税、固定資産税、軽自動車税、特例措置でございます。

これについて何か御質問ございますか。（「ありません」の声あり）資料についてもよろしいですか。ほかなければ次まいります。よろしいですね。（「はい」の声あり）

では、議案第3号について願いたいします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして、議案第3号美里町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。御説明申し上げます。

議案書につきましては3ページから、資料編につきましては6ページからとなります。

こちらでも地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税分の都市計画税の軽減措置を行うため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日税務課長より説明を申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

委員長（村松秀雄君） それでは、議案第3号の都市計画税条例の一部を改正する条例ということで、令和3年からの課税分を対象とするということです。1年後の課税ですので、今年度の分だから来年度にやるということです。

これについて、3号についてございますか。（「なし」の声あり）

では、なければ次、第4号国民健康保険条例のほうをお願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第4号美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書につきましては4ページから、資料編につきましては9ページからとなります。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日町民生活課長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

傷病手当金ということで、コロナウイルス感染症に感染した被保険者等というところなので、詳しくは中身でお願いしたいと思っておりますけれども、これについて何か御質問ございますか。指摘の部分でございますでしょうか。（「なし」の声あり）

では、なければ次にまいります。議案第5号についてよろしくお願ひします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第5号美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては6ページから、資料編につきましては12ページからとなります。

宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が令和2年4月24日に改正され、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給することとされたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日町民生活課長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

それでは、議案第5号についての説明について何かございますでしょうか。ないようですね。（「なし」の声あり）

それでは、議案第6号に入ります。介護保険条例の改正です。よろしくお願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第6号美里町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は7ページから、資料編については14ページからとなります。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、介護保険料の減額賦課に係る減額幅の引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日長寿支援課長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

それでは、介護保険条例の説明について何かございますでしょうか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） ちょっと1点だけお聞きします。

この介護保険条例、結局減額幅の引上げということなんだけれども、これ新型コロナウイルス感染症じゃなくて消費税の関係なんですよ、昨年から。

それで、これ3月末に公布されて、1日からもう施行されているということで、要するに年度末なんだけれども、これ5月の、前に行われた第1回目の5月会議のときに、でも1か月以上たっているんです。だから準備期間としては、日数的にはあったと思うんだけど、さきの5月会議じゃなくて今回になったという理由は何なんですか。

委員長（村松秀雄君） 総務課長。

総務課長（佐々木義則君） 今回のこの政令等の改正は、今委員のお話のとおり3月30日に公布されまして、4月1日から施行ということでございますが、これは国のほうから町へのこの内容の詳細の通知がまいりましたのが、4月22日に町のほうに通知が来ております。その後、その内容等精査させていただきまして、今回条例改正ということで上げさせていただきましたが、前回の5月1日の議会までにちょっと期間が短くて、詳細まで精査できなかったということで今回の提案ということになった次第でございます。その辺については御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 分かりましたというか、そのとおりでございます。

というか、国のほうから正式な通知が町のほうに、4月22日だったということで、それでは通知来たからといってすぐに条例に反映させるということについてはできないというふうには私も分かっていますから、ある程度の時間を要するということですので、結果的にはその関係で5月1日には出せなかったということですので。

どうなんでしょう、やっぱり説明の中に一言入れたほうが皆さん理解しやすいんじゃないかと思うんですが、その通知がこうだったということで。委員長。

委員長（村松秀雄君） 皆さん、よろしいですか。国から4月22日ということの通達で、5月には間に合わなかったということで、説明、口述でプラスしていただいておりますと、説明してもらおうということでよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、総務課長そのように御配慮をお願いいたします。（「分かりました」の声あり）

ほかございませんか。（「なし」の声あり）

では、なければ議案第7号水道事業給水条例、そちらのほうの改正についてお願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして議案第7号美里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書につきましては8ページから、資料編につきましては16ページからとなります。

新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、負担軽減を図るため、町民生活及び経済活動の支援として、一定期間に限り水道料金を軽減するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日水道事業所長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

ただいま議案第7号について説明がありましたが、これについて何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）

では、総務課長ひとつ、6月から8月という、3か月ですが、これはその使用月でよろしいんですね。請求月ではないですね。同じかな。使用だから、使用後についてでよろしいんですね、捉え方は。集金分。

総務課長（佐々木義則君） 6、7、8月の請求月になります。

委員長（村松秀雄君） 請求月でいい訳ですね。その辺も、ちょっとこれだけでは足りないのかというふうに思うんですが、いかがですか。請求月なのか、使用したらまた1か月遅れだっちゃ。請求ということは5、6、7の3か月分ということだよ。その検針分ということですよ。その辺ちょっと取り違えられる可能性があるんで、その辺も詳しくお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

福田委員。

委員（福田淑子君） 請求分ではなくて検針分ではないの。前の説明、全協のときには検針分という言葉がありましたよね。

総務課長（佐々木義則君） お話があったとおり、5月検針分に対して6月請求分ということですので、ちょっとその辺についてはもう少し説明をしっかりしたいと思います。

委員長（村松秀雄君） では、その辺の説明を追加ということによろしいですね。（「はい」の声あり）

そのほかありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

では、なければ議案第8号家庭的保育事業等の運営に関する条例を一部改正する条例でございます。総務課長お願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第8号美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては9ページから、資料編については18ページからとなります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年3月26日に公布され、令和2年4月1日から施行されました。家庭的保育事業者等の保育の提供終了に際しての連携施設の確保義務の緩和及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供するための要件の改正が行われたことから所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日子ども家庭課長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願いたします。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

それでは、議案第8号の説明について何かございますでしょうか。ないですか。（「なし」の声あり）

なければ次にまいります。

議案第9号特定教育・保育施設の運営に関する条例の一部改正でございます。よろしくお願



いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第9号美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書につきましては10ページから、資料編については21ページからとなります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和2年4月1日に公布され、同日から施行されました。特定地域型保育事業者の保育の提供終了に際しての連携施設の確保義務の緩和が行われたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日子ども家庭課長から説明を申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

委員長（村松秀雄君） では、議案第9号についての説明がありましたが、これについては何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次にまいります。

議案第10号一般会計補正予算についてでございます。よろしくお願いいたします。

企画財政課長（佐野 仁君） お疲れさまでございます。本議会につきましてもよろしく御指導のほうお願いしたいと思います。

私のほうからは、補正予算に関しまして、4つの議案について説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

まず最初に、議案第10号令和2年度美里町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては11ページから、資料編につきましては24ページからになります。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,028万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億9,272万8,000円といたしました。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について申し上げます。

議案書の24ページ、25ページのほうをお開き願います。24、25でございます。

2款総務費に483万4,000円追加いたしました。

1項総務管理費のまちづくり推進費に、コミュニティ活動助成金250万円追加いたしました。これは、牛飼2区、御蔵場自治会が実施するコミュニティ活動のための備品整備に対して、

自治総合センターコミュニティ助成金を財源に町が助成を行うものであります。

3 款民生費に1,030万5,000円追加いたしました。

1 項社会福祉費の介護保険費に、介護保険特別会計繰出金1,006万5,000円追加いたしました。

2 項児童福祉費の新型コロナウイルス感染症対策費に、新規に放課後児童クラブ感染症対策事業を設け、消耗品費250万円を追加いたしました。

4 款衛生費に2,125万7,000円追加いたしました。

3 項上水道費に、新規に新型コロナウイルス感染症対策費を設け、水道事業一般経費として、水道事業会計補助金2,125万7,000円追加いたしました。

続いて、26ページ、27ページをお開き願います。

6 款農林水産業費に517万4,000円追加いたしました。

1 項農業費に、新規に新型コロナウイルス感染症対策費を設け、農畜産業支援資金利子補給事業として、新型コロナウイルス感染症対策農畜産業支援資金利子補給金37万4,000円、肉用牛肥育経営安定化支援事業として新型コロナウイルス感染症対策肉用牛肥育経営安定化支援金480万円それぞれ追加いたしました。

7 款商工費に1億556万7,000円追加いたしました。

1 項商工費に、新規に新型コロナウイルス感染症対策費を設け、地域経済持続化支援事業として新型コロナウイルス感染症対策感染拡大防止協力金8,280万円、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金2,010万円それぞれ追加いたしました。

10 款教育費に44万3,000円追加いたしました。

6 項保健体育費の体育施設費に、トレーニングセンター事務室のエアコン修繕費用44万3,000円追加いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

22ページ、23ページまでお戻り願います。

14 款国庫支出金に8,565万3,000円追加いたしました。

1 項国庫負担金の民生費国庫負担金に低所得者保険料軽減負担金503万2,000円追加いたしました。

2 項国庫補助金の総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,679万4,000円、民生費国庫補助金に子ども子育て支援交付金250万円それぞれ追加いたしました。

15 款県支出金に5,771万6,000円追加いたしました。

1 項県負担金の民生費県負担金、低所得者保険料軽減負担金251万6,000円追加いたしました。

2 項県補助金の商工費県補助金に新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業補助金5,520万円追加いたしました。

18款繰入金に440万7,000円追加いたしました。

2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金に440万7,000円追加いたしました。

20款諸収入に250万4,000円追加いたしました。

4 項雑入の雑入に、自治総合センターコミュニティ助成金250万円追加いたしました。

17ページにお戻りください。17ページでございます。

予算本文第2条債務負担行為の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策農畜産業支援資金利子補給金について債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願いいたします。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

ただいま一般会計補正予算について説明がありました。これについて何かございませんでしょうか。ございますか。（「なし」の声あり）

では、なければ次にまいりたいと思います。

議案第11号国民健康保険特別会計について、補正でございます。よろしく願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第11号令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書については28ページから、資料編につきましては29ページからとなります。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,630万7,000円といたしました。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書の40ページ、41ページをお開き願います。

2 款保険給付費に278万円追加いたしました。

6 項傷病手当金の傷病手当金に傷病手当金278万円追加いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

前のページ、38ページ、39ページにお戻り願います。

3 款県支出金に277万9,000円追加いたしました。

1 項県補助金の保険給付費等交付金に特別調整交付金分（市町村分）277万9,000円追加いた

しました。

5 款繰入金に1,000円追加いたしました。

2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金に財政調整基金繰入金1,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

それでは11号、議案第11号です。国民健康保険の補正でございます。278万円。これについて何かありますでしょうか。傷病手当金。（「なし」の声あり）

では、なければ次、12号にまいります。介護保険特別会計の補正予算でございます。お願いたします。

企画財政課長（佐野 仁君） 議案第12号令和2年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては42ページから、資料編につきましては31ページでございます。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,899万9,000円といたしました。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

54ページ、55ページをお開き願います。

3 款基金積立金で1,000円減額いたしました。

1 項基金積立金の基金積立金で介護給付費準備基金積立金1,000円減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

前ページ、52ページ、53ページをお開き願います。

1 款保険料で1,006万5,000円減額いたしました。

1 項介護保険料の第1号被保険者保険料で、現年度分特別徴収保険料896万8,000円、現年度分普通徴収保険料109万7,000円それぞれ減額いたしました。

7 款繰入金に1,006万4,000円追加いたしました。

1 項一般会計繰入金の低所得者保険料軽減繰入金に低所得者保険料軽減繰入金1,006万4,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

12号について説明がありました。これについて何かございますでしょうか。（「なし」の声

あり)

では、ないようですので、次13号にまいります。水道事業会計補正予算についてお願いいたします。

企画財政課長(佐野 仁君) 続きまして、議案第13号令和2年度美里町水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

議案書につきましては56ページから、資料編につきましては32ページでございます。

初めに、第2条予算、第3条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。

議案書の60ページ、61ページをお開き願います。

1款水道事業収益で1,062万8,000円減額いたしました。

1項営業収益の1目給水収益で3,188万5,000円減額いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、町民生活及び経済活動の支援を行うため、令和2年6月から8月分までの水道料金の軽減を行うことから補正をするものであります。

2項営業外収益の2目他会計補助金に2,125万7,000円追加いたしました。これは新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の軽減を行うことで生じる給水収益の減収に対し、一般会計から財政支援を受けるものであります。これにより、収益的収入合計を8億1,022万1,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出について申し上げます。

次のページ、62ページ、63ページをお開き願います。

1款水道事業費用に20万2,000円追加いたしました。

1項営業費用の4目業務費に委託料20万2,000円追加いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の軽減を行うに当たり、軽減の内容を周知する文書を配付することから、文書配付業務委託料を補正するものでございます。これにより、収益的支出合計を7億8,935万8,000円といたしました。

議案書の57ページにお戻りください。議案書の57ページです。

以上の補正に伴いまして、第3条、予算第10条に定めた他会計からの補助金について、併せて補正しております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくご説明いたします。

委員長(村松秀雄君) ありがとうございます。

これについて、水道事業について説明がありましたが、何かございますでしょうか。ございませんね。(「なし」の声あり)

では、休憩します。

午後 2時05分 休憩

---

午後 2時08分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

水道事業について何かございますでしょうか。ないですか。（「なし」の声あり）

では、なければ、以上議案等についての説明を終わりたいと思います。

全体振り返りまして、全体を通しまして何かお聞きするところはありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ、これで執行部の総務課長と企画財政課長には御退席をお願いいたします。御苦勞さまでございました。ありがとうございます。

それでは、暫時休憩をいたします。再開は、2時20分再開といたします。

午後 2時09分 休憩

---

午後 2時20分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

それでは、議長からの諮問の2)でございます。会議の期間及び議事日程についてを御協議いただきたいと思ひます。

これにも載っておりますけれども、期間については5月21日1日間としたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（村松秀雄君） では、5月21日につきましては1日間とさせていただきます。

それでは、4番のその他に入りたいと思ひます。

前回の議会運営委員会でも議題に上りましたが、敬弔規定等についてでございます。

5月1日の議会運営委員会で、議会葬に関する件についての御協議をいただいておりますので、前回は思い起こしてまいりたいと思ひます。

敬弔規定の部分に関しましては、議会葬の部分は要らないということで、皆さんのほうからの御意見をいただいております。それから、議会OBについては、弔辞はなくてもよいのではないかといたした話にもなっていたのかというふうに思ひます。

本日は関係例規等の改正について委員の皆さんに御意見を賜りたいと思っておりますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

前回は、お話の中で……（「委員長ちょっと待って、例規集持ってこなかった」の声あり）  
今、待ってください。それで、ちょっと事務局のほうで案を作られておりますので、配付してもよろしいでしょうか。皆様に。（「はい」の声あり）では局長、配付お願ひいたします。配付漏れはございませんか。

では、休憩いたしますので、時間5分ぐらいとります。御一読お願ひいたします。

休憩します。

午後 2時23分 休憩

---

午後 2時25分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

皆様にお渡ししました敬弔に関する規程でございますが、2条の部分をほぼ削除させていただきました。2条のところに、議員が死亡したときは弔辞を呈し花環を贈るという1項のみにさせていただきます。あとは、その他は変わりませんけれども。

それで、次のページ、60ページについてです。全協の下の慶弔、174条でございますが、ここには退職した者にあつてという字句を議長経験者と叙勲受賞者の前に挿入をさせていただきました。ほかは変わりございません。これより簡素化といひますか、簡略的に行つてはどうかといったことでございますが、皆様の御意見をいただきたいと思ひます。鈴木委員。

委員（鈴木宏通君） まずこの部分に関してはこのとおりでいいかと私は考えます。

あともう一点、ちょっと確認です。

附則のほうの2については、これについてはどのような、上の説明なんです、本当は、敬弔に関する部分の第2条の説明なんだろうけれども、（2）の部分。これも削除という形になるのかどうか。

委員長（村松秀雄君） 局長の説明求めたいと思ひます。これはこっちのままでいいのかというふうな気はするんですけども、ここはどういうふうな処理を……

事務局長（佐藤俊幸君） この辺は文書法令なんです。扱ひを協議させていただきますので。

委員長（村松秀雄君） 福田委員。

委員（福田淑子君） 字句の訂正、第2条の敬弔の敬。（「敬うになっている」の声あり）

私もこの文章でいいと思ひます。いいというふうになれば、第174のところは同じ字句で、議員が死亡したときは、退職した者にあつて、議長経験者が逝去したときは、弔辞を呈し花環を

贈る。で、同じ字句にしたいと思います。

委員長(村松秀雄君) 弔辞を呈し花環を贈る。そうですね、そのほうがよろしいですね。(「休憩、今」の声あり) まだ休憩ではないです。休憩入れますか、ちょっとだけ。

休憩します。

午後 2時29分 休憩

---

午後 2時51分 再開

委員長(村松秀雄君) それでは、再開をいたします。

敬弔のほうです。最初のページ。

第2条、議員が死亡したときは弔辞を呈し生花を贈るというふうに、花環を生花に修正いたします。附則の2条については後ほど事務局にて調査をさせていただきます。

あと、17章慶弔の174条につきましては、字句を次のように訂正したいと思います。

「退職した者にあつて、議長経験者及び叙勲受章者(議員としての功労による受賞者に限る。)が逝去したときは、生花を贈る。」というふうに訂正をしたいと思います。

また、最後のページ、「・議長経験者」の花環を生花、その下の「・叙勲受章者」の花環を生花と、その下の「花環と悔やみは」の部分の花環を生花というふうに訂正したいと思います。

これについて御異議ございますでしょうか。ございませんか。(「なし」の声あり)

では、なければそういうふうに一度規程と申合わせ事項のほうを修正させていただいて、次回にその附則の2条についての、第2条が大分変わりましたので、削除されましたので、そのときの影響を事務局に調べさせていただきたいと思います。(「全協で決めればそれでオーケーですよ」の声あり) 一応議長が御発表なさる予定でございますので、それまで議運のほうでまとめて出したいというふうに思います。全協は28日にありますが、それまでに。(「できるんですか、調査は」「調査はできます」の声あり) できますので、21日も特別委員会あるんですけども、あさってについては間に合わないと思いますので、その後に、その間にもう一度議運を開催させていただいて最終、まとめというふうにさせていただきたいと思います。28日の前に。(「28日、何時からなの。全協」「全協は1時半になっておりますので」「1時半、午後ね」「午前中産建入っているから」「御確認いただくという手続であれば、その全協の前に」「だって1時からしかねえもん」「そこでその附則の関係だけ御確認させていただいて、あと文面ですね。その辺、字句等見ていただいてということでやってもらってはどうかと」の声あり)



最悪28日の全協の前、1時から1時半の間の確認ということになりますので。

じゃあ、決めます。28日の1時から1時半の間に議会運営委員会を開いて確認をしたいと思  
います。よろしいですか。（「はい」「1時から議運ね」「今はまだ休憩してるの」の声あり）  
再開しています。

では、次回は5月28日1時からということで、議会運営委員会を開催いたします。御案内は  
後ほど差し上げたいと思います。

ほかにございますか。議長。

議長（大橋昭太郎君） 昨日教育長参りまして、今日おいでになった皆さんに、教育総務課と  
いうことで、今後の小中学校の開校に向けての文章を配付したところでございますけれども、  
それが21日の議会開会前に教育長のほうからちょっと、この資料の説明というよりは、ちょっ  
とした時間の話をしたいという話で、よろしいんではないですかということではありまし  
た。開会前ということで。（「開会前ですね」の声あり）よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（村松秀雄君） では皆さん、今議長のほうから、21日の議会開会前に、教育長のほう  
から、小中学校の授業再開に向けた説明があるということでございます。

まず、ボックスに配付されておりますので、本日持ち帰るようにひとつお願ひしたいと思ひ  
ます。（「今日おいでにならない方々には郵送するそうです」「みんなに出すのね」「全員、  
はい」の声あり）ということでお知りおきをいただきたいと思ひます。

ほかありませんか。（「終わってから」の声あり）終わってからね。

では、副委員長。（「5月第2回会議も傍聴は中止ですね」の声あり）傍聴につきましては  
引き続き、まだ収束宣言されておられませんので、非常事態宣言は解除になりましたが収束宣言  
はされておられませんので、様子を見るということで継続、傍聴は認めないと、認めないと  
いうか御遠慮申し上げるということで継続をさせていただきたいと思ひますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（村松秀雄君） では、継続ということでお願ひいたします。局長、また御案内あれで  
すね、よろしくお願ひします。

では、副委員長よろしく、閉会の挨拶をお願ひします。

副委員長（平吹俊雄君） 本日は大変御苦労さまでございます。

新型コロナでございますが、大分感染者も少なくなってまいりました。しかしながらこの新  
型コロナ、二十面相のように17種類に変異しているというようなことで、これからどういう形  
で出てくるのか分かりませんが、お互いに付き合っていかなければならないのかと柔軟

に思っております。そういう意味でのワクチン、これが早くできることを期待したいと思っております。そういうことで、今後ともこれについては十分に注意していただきたいと思っております。

それから、学校を今日から、小学校ですか、今日から交代で、交代というか、登校しているということになりますが、意外と子どもたちは安心、安心しきったというか、ためらうのかと思ったんですが、何かそれなりに子供たちはためらわず学校に行って、通常どおりの勉学をしたということになります。そういう意味で安心したのかと思っております。しかしながら子供たちですが、何するか分かりませんので、その辺きちんと注視していきたいと思っております。

本日は大変御苦労さまでございます。

委員長（村松秀雄君） では、御苦労さまでした。

午後 3 時 0 0 分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年5月19日

委員 長